

【小山市国民保護計画の概要】

第 1 章 総 論

1 市の責務、計画の位置づけ、構成等

(1) 市の責務及び国民保護計画の位置づけ

ア 市の責務

武力攻撃事態等において、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本計画」及び「栃木県国民保護計画」を踏まえ、「小山市国民保護計画」に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

イ 市国民保護計画の位置づけ

国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(2) 市国民保護計画の構成

第 1 章 総論 第 2 章 平素からの備えや予防 第 3 章 武力攻撃事態等への対処
第 4 章 復旧等 第 5 章 緊急対処事態への対処

2 国民保護措置に関する基本計画

○基本的人権の尊重 ○国民の権利利益の迅速な救済
○国民に対する情報提供 ○関係機関相互の連携協力の確保 ○国民の協力
○高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
○指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
○国民保護措置に従事する者等の安全の確保

3 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等【国民保護措置の仕組：図 1】

○国民保護計画の作成 ○国民保護協議会の設置 ○対策本部の設置、運営
○組織の整備、訓練 ○国民保護措置の実施等

4 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等

○地形 ○気候 ○人口分布 ○道路の位置等 ○鉄道の位置等

5 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県計画に基づき、次の事態を対象とする。

(1) 武力攻撃事態

○着上陸侵攻 ○ゲリラや特殊部隊による攻撃 ○弾道ミサイル攻撃 ○航空攻撃

(2) 緊急対処事態

○対象施設等による分類：危険物資を有する施設や、多数の人が集合する施設等への攻撃
○手段による分類：多数の人を殺傷する物質や、手段として交通機関を用いた攻撃等

第2章 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備等

- 市における組織・体制の整備（市防災計画との整合性の確保等）
- 関係機関との連携体制の整備等
 - ・防災のための連携体制の活用
 - ・関係機関の計画との整合性の確保
 - ・自主防災会間の連携や自治会等を活用した地域内連係の支援
- 通信の確保 ○情報収集・提供体制の整備 ○研修及び訓練

2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 避難に関する基本的事項（迅速に避難住民の誘導を行えるような基礎的資料の準備等）
- 避難実施要領のパターン作成 ○運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等
- 避難施設の指定への協力 ○生活関連等施設の把握等

3 物資及び資材の備蓄、整備

- 市における備蓄（防災のための備蓄を兼ねる。）
- 市が管理する施設や設備の整備及び点検等

4 国民保護に関する啓発

- 国民保護措置に関する啓発（広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の活用及び自主防災組織、自治会等への普及・啓発）
- 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発

第3章 武力攻撃事態等への対処

1 市の初動体制【図2】

- 事態認定前における市の体制（市防災計画に基づく市の初動体制を整備する）
- 事態認定後から市対策本部設置までの間における市の体制
- 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

2 市対策本部の設置等

- 市対策本部の設置手順 ○市対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- 市対策本部の組織構成及び機能 ○市対策本部長の権限 ○通信の確保等

3 関係機関相互の連携

- 国、県、指定公共機関その他関係機関との連携・協力 ○他の市町村に対する応援
- ボランティア団体等に対する支援等 ○住民への協力要請

4 警報及び避難の指示等

(1) 警報の伝達等【図3】

警報の伝達等（他市町からの通勤・通学者への配慮）

(2) 避難住民の誘導等【図4】

ア 避難実施要領の策定

- 避難実施要領の策定の際の考慮事項（事態の状況の把握、避難住民の概数把握等）
- 避難実施要領の内容の伝達等

イ 避難住民の誘導

- 市長による避難住民の誘導
- 消防機関の活動
- 関係機関との連携
- 自主防災会等への協力要請
- 高齢者、障がい者等への配慮等

5 救護【図5】

- 委任があったときの救援の実施
- 知事が実施する救援の補助
- 関係機関との連携
- 救援の基準等

6 安否情報の収集・提供

- 安否情報の収集
- 県に対する報告
- 照会に対する回答（個人情報への配慮等）

7 武力攻撃災害への対処【図6】

(1) 武力攻撃災害への対処

- 関係機関との連携
- 職員の安全確保
- 知事への通知等

(2) 応急措置等

- 避難の指示
- 警戒区域の設定
- 応急公用負担等
- 消防に関する措置等

(3) 生活関連施設における災害への対処等

- 生活関連等施設の安全確保
- 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(4) NBC攻撃による災害への対処等

- NBC攻撃による災害への対処（N：核兵器等 B：生物兵器 C：化学兵器）
- 武力攻撃原子力災害への対処（状況に応じ市地域防災計画に準じた対処を行う）

8 被災情報の収集および報告

情報の収集に当たっては県警察との連携を密にし、栃木県火災・災害等即報要領により、県及び消防庁に適宜報告する。

9 保健衛生の確保その他の措置

市地域防災計画に準じ、防疫活動や保健衛生活動等並びに廃棄物処理対策を実施する。

10 国民生活の安定に関する措置

- 生活関連物資等の価格安定
- 避難住民の生活安定等
- 公的徴収金の減免等
- 生活基盤の確保（水の安定的な供給等）

11 特殊標章等の交付及び管理

- 特殊標章等の交付及び管理
- 特殊標章等に係る普及啓発

第4章 復旧等

1 応急の復旧

- 市が管理する施設等の緊急点検等
- 通信機器の応急復旧
- 県に対する支援要請

2 武力攻撃災害の復旧

- 国が示す方針に従って県と連携して実施
- 被災の状況、周辺地域の状況を勘案した迅速な復旧

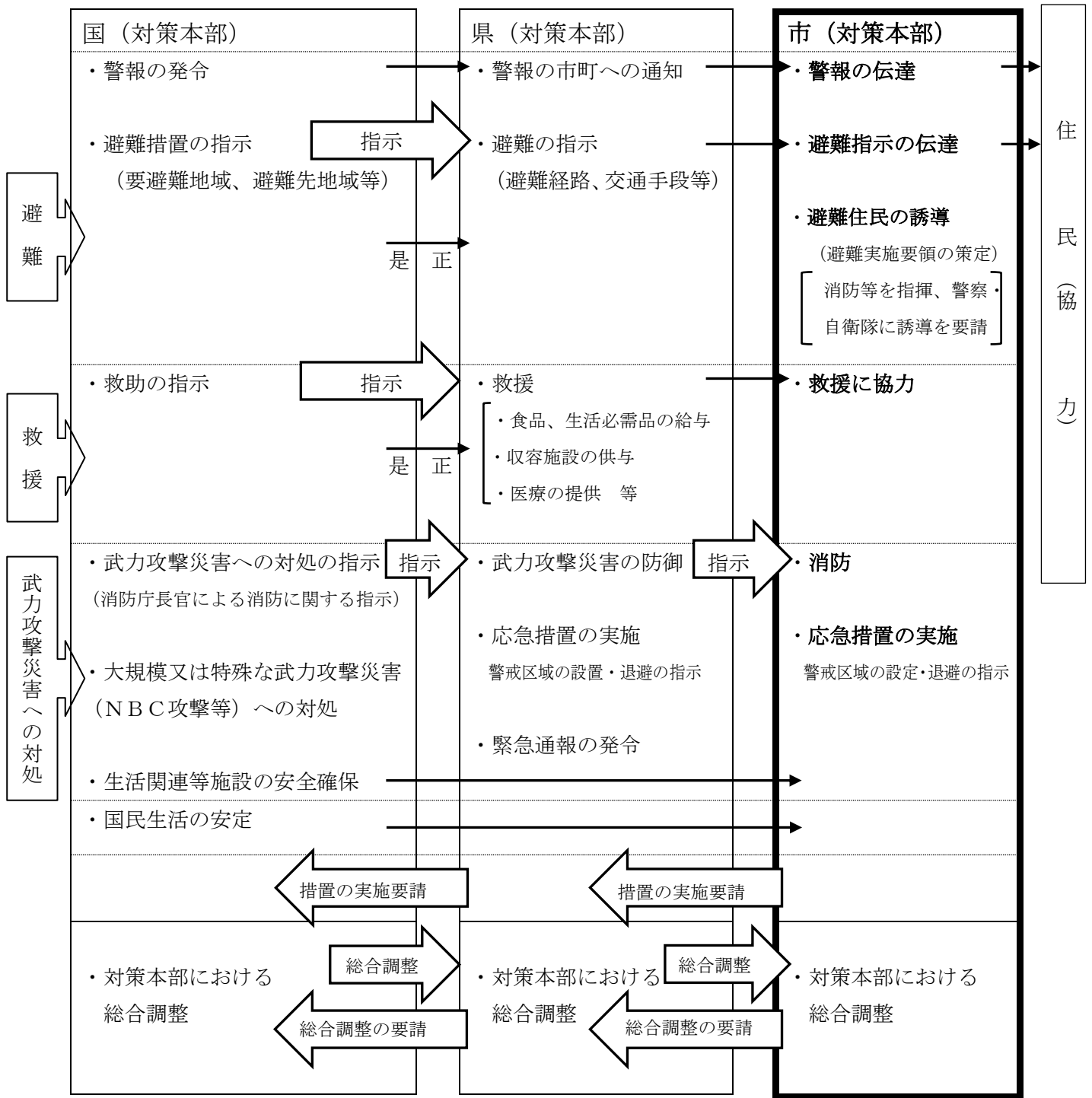
3 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
- 損失補償及び損害補償

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

図1 国民保護措置の仕組

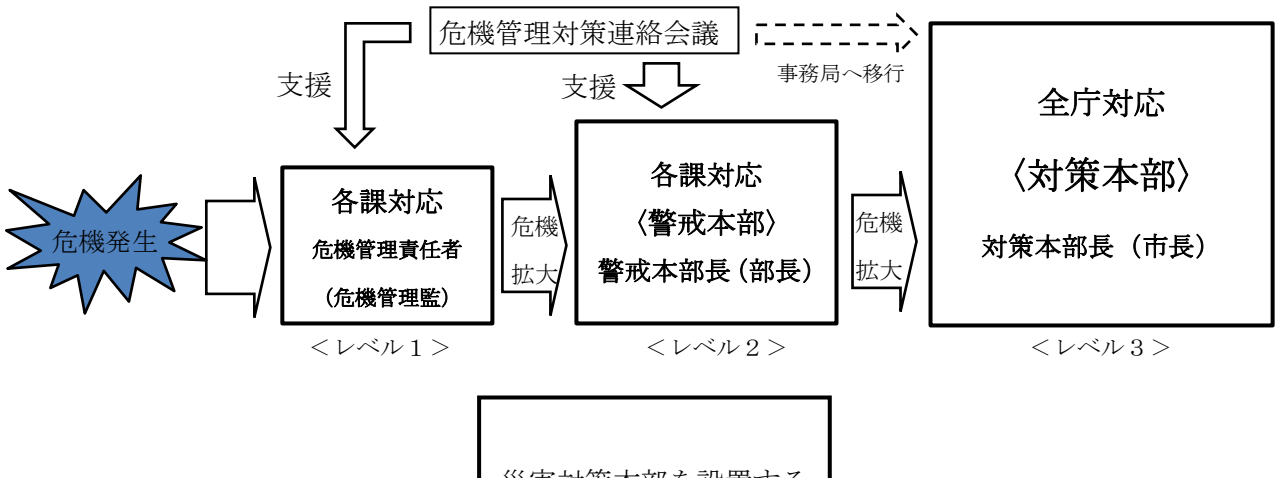


指定公共機関 ・ 放送事業者による警報等の放送 ・ 日本赤十字社による救援への協力
 指定地方公共機関 ・ 運送事業者による住民・物資の輸送 ・ 電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定地方公共機関等が相互に連携

図2 市の初動体制

【対策本部設置前の初動体制】



【対策本部設置後の体制】

※小山市国民保護計画に基づく体制（市国民保護対策本部）

※小山市地域防災計画災害対策本部組織図と同

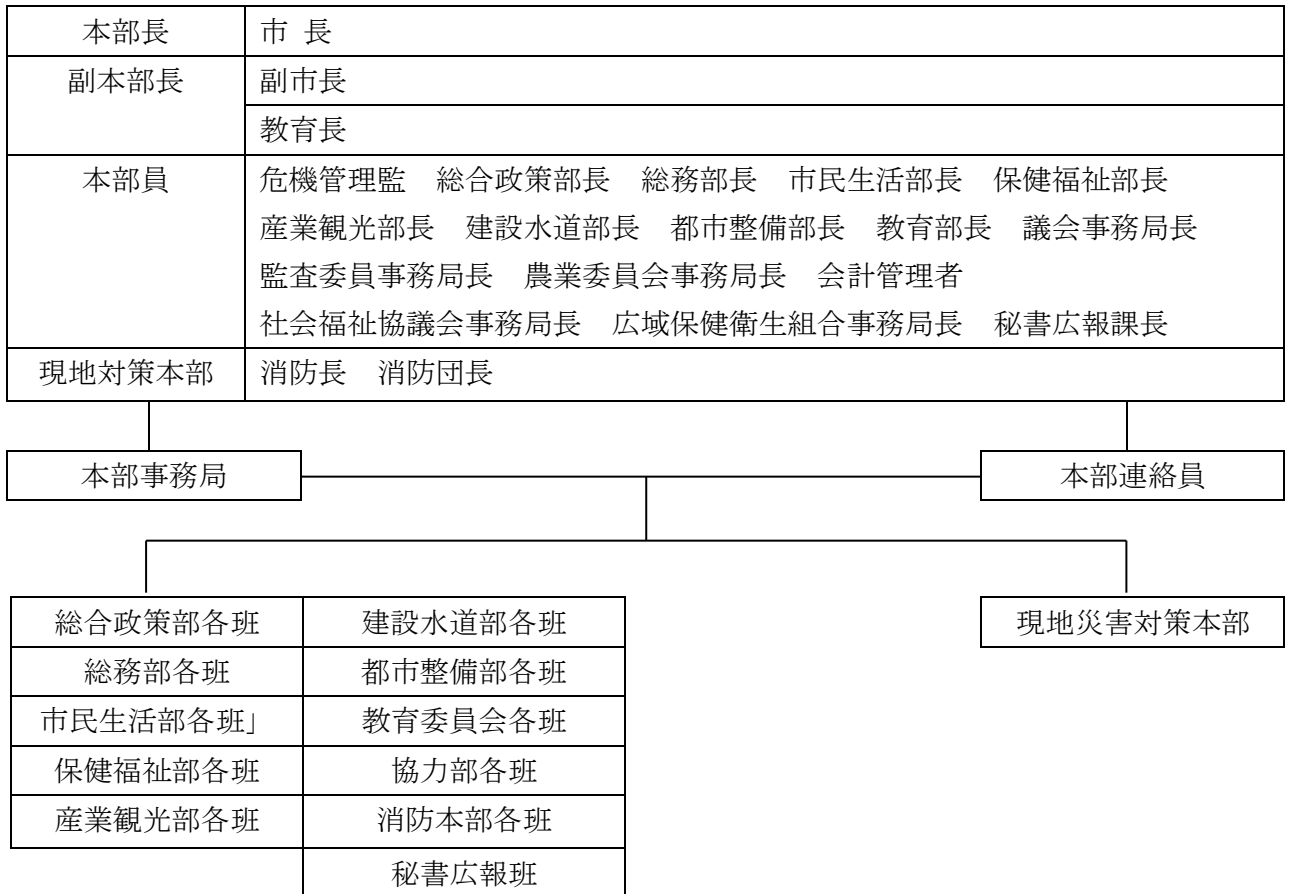


図3 警報の伝達

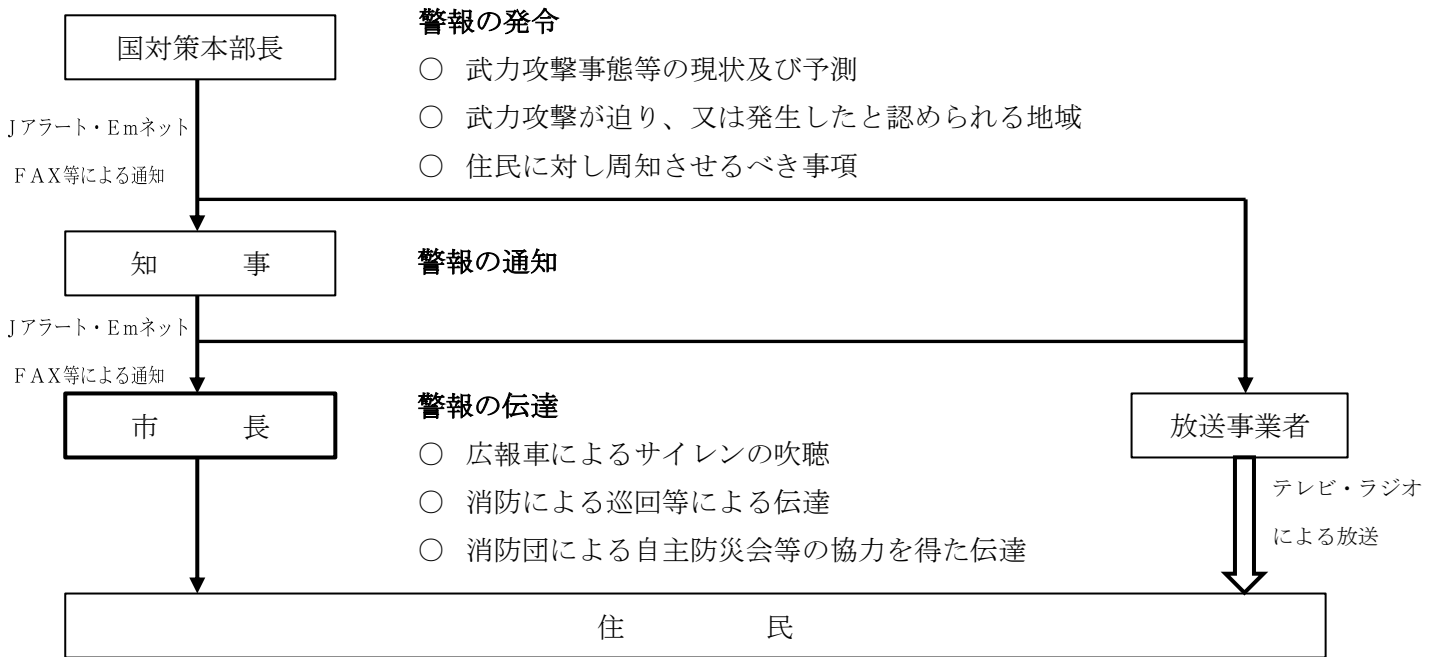


図4 避難の指示から誘導

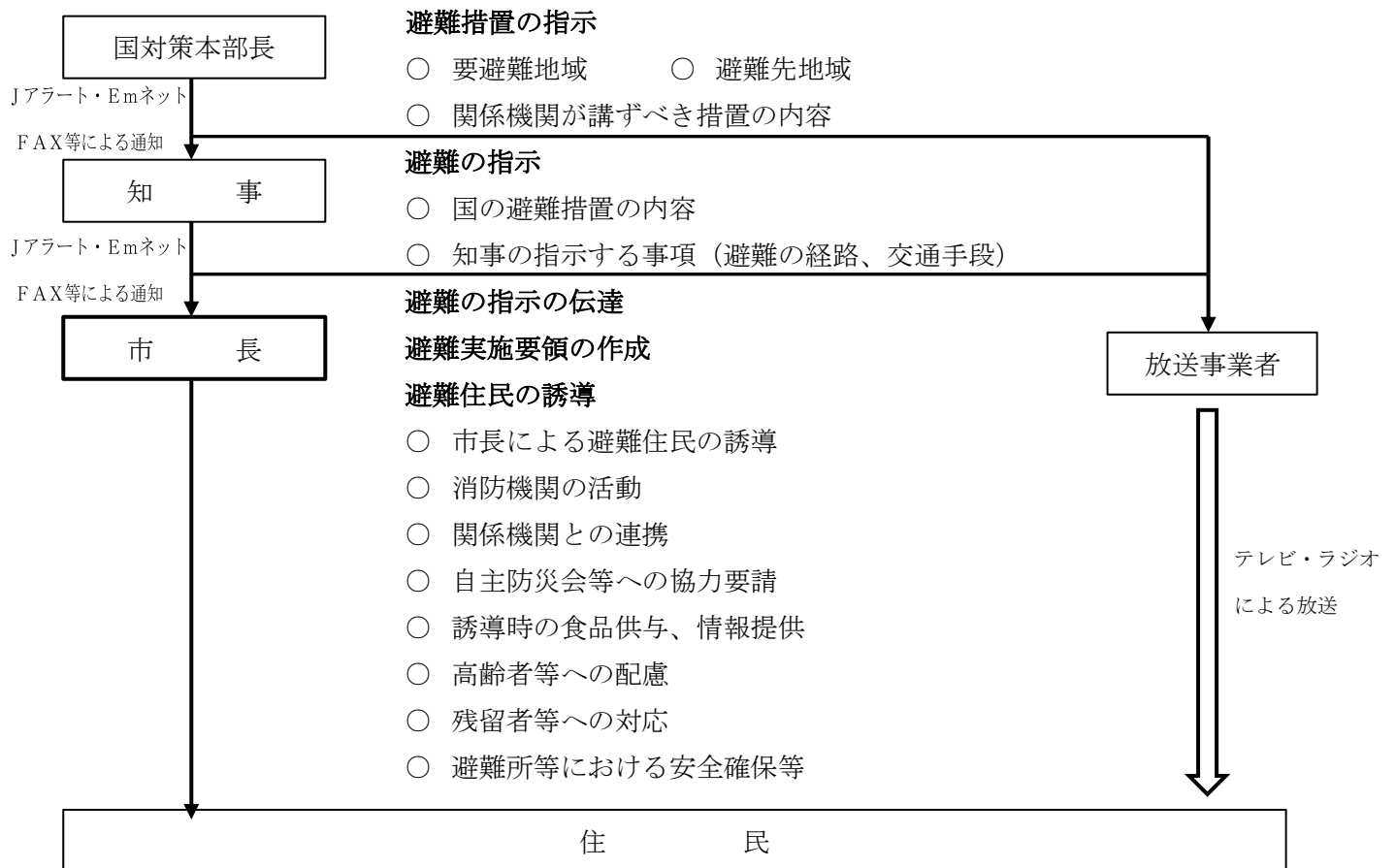


図5 救 護

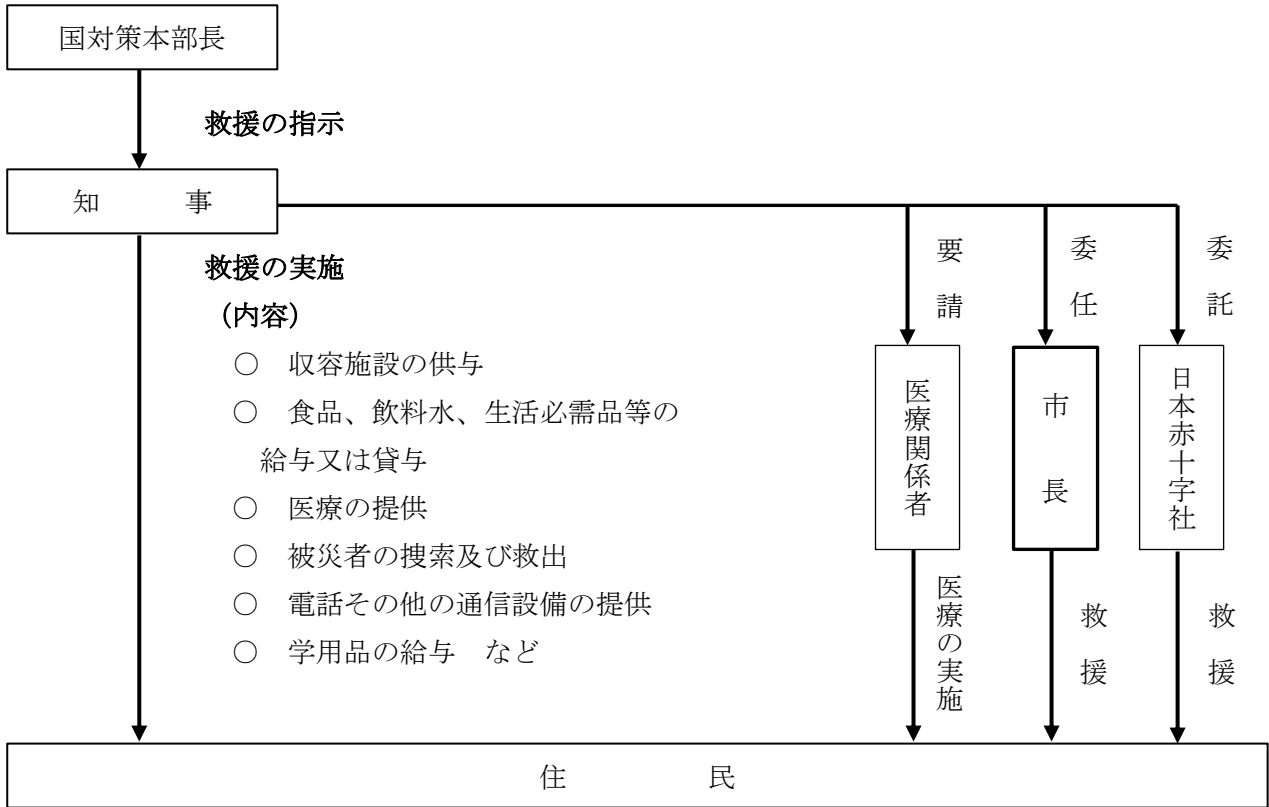


図6 武力攻撃災害への対処

国・県・市が協力して対処

生活関連等施設（ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限など

危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止、制限など

警戒区域の設定、区域内の立入制限、立入禁止、退去命令

消火、救急、救助活動

【国民保護関係用語集】

用 語	定 義
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
NBC	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称
基本方針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処事態対策本部	内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部の長（内閣総理大臣をもって充てる）
県対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県対策本部長	県国民保護対策本部の長（知事をもって充てる）
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。
国民保護計画	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表

用 語	定 義
	者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議する。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などがある。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。
自主防災会	地域における防災活動の中心として、発災時の救援、避難誘導、平常時の意識啓発等の様々な役割を担う組織
市対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
市対策本部長	市国民保護対策本部の長（市長をもって充てる）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた機関
生活関連等施設	発電所、浄水施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

用語	定義
ダーティーボム	ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプのテロ兵器
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市の災害時の体制を定めたもの
特殊標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等
避難施設	住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設で、あらかじめ知事が指定するもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
Em-Net (えむねっと)	内閣官房が整備し、国から地方公共団体に対して、国民保護法に基づく警報等の緊急情報を迅速に伝達するシステム
J-ALERT (じえーあらーと)	消防庁が整備し、国が察知した緊急情報を通信衛星と市町村の防災行政無線を利用して、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

【国民保護関係機関一覧】

【指定行政機関】

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町 1-3-1
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木 1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町 5-1

【指定地方行政機関】

名称	担当部署	所在地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

	宇都宮財務事務所総務課	宇都宮市桜 3-1-10
横浜税関	総務部総務課総務第一係	神奈川県横浜市中区海岸通 1-1
	宇都宮出張所	宇都宮市東築瀬町 1-42-3
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
栃木労働局	総務課	宇都宮市明保野町 1-4
	栃木労働基準監督署	栃木市沼和田町 20-24
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	栃木支局	宇都宮市中央 2-1-16
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東地方整備局	企画部防災課計画係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
	総務部安全・防災危機管理課 安全第一係長	
	栃木運輸支局	宇都宮市八千代 1-14-8
東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15
東京航空交通管制部	東京空港事務所総務課	東京都大田区羽田空港 3-3-1
	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
	宇都宮地方气象台防災業務課	宇都宮市明保野町 1-4
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

【自衛隊】

名称	担当部署	所在地
陸上自衛隊東部方面総監部	総務部	東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊第12特科隊	第3科	宇都宮市茂原 1-5-45
海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊中部航空方面隊	防衛部	埼玉県狭山市稻荷山 2-3

【県】

名称	担当部署	所在地
県国民保護対策本部事務局	県民生活部危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20
栃木土木事務所	総務課	栃木市神田町 6-6
警察本部	警備部警備第二課	宇都宮市塙田 1-1-20
小山警察署	警備課	小山市神鳥谷 1738-5

【市町】

名称	担当部署	所在地
宇都宮市	行政経営部危機管理課	宇都宮市旭 1-1-5
足利市	総務部危機管理課	足利市本城 3-2145
栃木市	総務部危機管理課	栃木市万町 9-25
佐野市	行政経営部危機管理課	佐野市高砂町 1
鹿沼市	総務部総務課	鹿沼市今宮町 1688-1
日光市	行政経営部総務課防災対策室	日光市今市本町 1
小山市	消防本部危機管理課	小山市神鳥谷 1700-2
真岡市	市民生活部安全安心課	真岡市荒町 5191
大田原市	総合政策部危機管理課	大田原市本町 1-4-1
矢板市	くらし安全環境課	矢板市本町 5-4
那須塩原市	総務部総務課	那須塩原市共墾社 108-2
さくら市	総務部総務課	さくら市氏家 2711
那須烏山市	総務課	那須烏山市中央 1-1-1
下野市	市民生活安全安心課	下野市笹原 26
上三川町	総務課	上三川町しらさぎ 1-1
益子町	総務部総務課	益子町益子 2030
茂木町	総務課	茂木町茂木 155
市貝町	総務企画課	市貝町市塙 1280
芳賀町	総務課	芳賀町祖母井 1020
壬生町	総務部総務課	壬生町通町 12-22
野木町	総務課	野木町丸林 571
塩谷町	総務課	塩谷町玉生 741
高根沢町	総務企画部地域安全課	高根沢町石末 2053
那須町	総務課	那須町寺子丙 3-13
那珂川町	総務課	那珂川町馬頭 409

【消防本部・局】

名称	担当部署	所在地
宇都宮市消防局	総務課	宇都宮市大曾 2-2-21
足利市消防本部	総務課	足利市大正町 863
栃木市消防本部	総務課	栃木市平柳町 1-34-5
佐野市消防本部	総務課	佐野市富岡 1391
鹿沼市消防本部	消防総務課	鹿沼市上殿町 520-1
日光市消防本部	総務課	日光市豊田 442-1
小山市消防本部	危機管理課	小山市神鳥谷 1700-2
石橋地区消防組合	警防課	下野市下石橋 246-1
芳賀地区広域行政事務組合	総務課	真岡市荒町 107-1
南那須地区広域行政事務組合	警防課	那須烏山市中央 1-16-9

塩谷広域行政組合	警防課	矢板市末広町 14-31
那須地区消防組合	警防課	大田原市中原田 868-12

【関係指定公共機関】

名称	担当部署	所在地
日本放送協会	報道局気象・災害センター	東京都渋谷区神南 2-2-1
	宇都宮放送局編成企画	宇都宮市中央 3-1-2
(株)テレビ朝日	報道企画部	東京都港区六本木 6-9-1
(株)テレビ東京	報道局	東京都港区虎ノ門 4-3-12
(株)TBS テレビ	報道局	東京都港区赤坂 5-3-6
(株)フジテレビジョン	報道局	東京都港区台場 2-4-8
日本テレビ放送網(株)	報道局ニュース製作部	東京都港区東新橋 1-6-1
(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・ア ンド・コミュニケーションズ	経営企画室	東京都港区赤坂 5-3-6
(株)日経ラジオ社	編成センター	東京都港区赤坂 1-9-15
(株)ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区有楽町 1-9-3
(株)文化放送	編成局報道制作部	東京都港区浜松町 1-31
東日本旅客鉄道(株)	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2-2-2
	大宮支社宇都宮地区センター	宇都宮市川向町 1-48
東武鉄道(株)	鉄道事業本部安全推進部	東京都墨田区押上 1-1-2
ジェイアールバス関東(株)	総務部	東京都渋谷区代々木 2-2-2
佐川急便(株)	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町 68
西濃運輸(株)	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町 1
日本通運(株)	作業管理部広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋 1-9-3
	宇都宮支店(総務)	宇都宮市大通り 4-1-18
福山通運(株)	社長室 CSR 推進室	東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸(株)	社会貢献部	東京都中央区銀座 2-16-10
東日本電信電話(株)	ネットワーク事業推進部サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2
	NTT 東日本一栃木設備部災害対策室	宇都宮市平出工業団地 48-2
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株)	ネットワーク事業部統合ネットワ ーク部ネットワーク SE 部門	東京都千代田区内幸町 2-1-1
KDDI(株)	運用本部運用管理部統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2
	北関東総支社 管理部	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-10-16
ソフトバンクテレコム(株)	総務部	東京都港区東新橋 1-9-1
(株)NTT ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1
	栃木支店ネットワーク部ネットワーク管理担当	宇都宮市大通り 2-4-3
ソフトバンクモバイル(株)	コーポレートセキュリティー室	東京都港区東新橋 1-9-1
東京電力パワーグリッド (株)	総務部防災グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3
	栃木南支社	小山市駅東通り 2-23-25
東京瓦斯(株)	総務部総務グループ	東京都港区海岸 1-5-20

	宇都宮支社 総務グループ	宇都宮市東宿郷 4-2-16
日本郵便(株)	管理部門 リスク管理統括部	東京都千代田区霞が関 1-3-2
(独)国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門 1-1-3
	栃木県支部 事業推進課	宇都宮市若草 1-10-6
東日本高速道路(株)	管理事業部事業統括チーム	東京都千代田区霞が関 3-3-2

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地
足利ガス(株)	総務部	足利市伊勢町 4-6
栃木ガス(株)	技術保安課	栃木市城内町 2-2-23
佐野ガス(株)	総務部	佐野市久保町 243
北日本ガス(株)	管理本部	小山市花垣町 2-11-22
鬼怒川ガス(株)		日光市滝 7
(一社)栃木県 LP ガス協会		宇都宮市東今泉 2-1-21
東野交通(株)	総務部	宇都宮市平出工業団地 19-8
関東自動車(株)	総務部	宇都宮市駅前通り 3-2-5
(一社)栃木県バス協会	業務部	宇都宮市八千代 1-4-12
(一社)栃木県タクシー協会		宇都宮市八千代 1-4-12
(一社)栃木県トラック協会	総務課	宇都宮市八千代 1-5-12
わたらせ渓谷鐵道(株)	総務部総務課	群馬県みどり市大間々町大間々 1603-1
真岡鐵道(株)	総務部総務課	真岡市台町 2474-1
野岩鐵道(株)	総務部総務課	日光市藤原字戸中 326-3
(一社)栃木県医師会	総務課	宇都宮市駒生町 3337-1
(公社)栃木県看護協会		宇都宮市駒生町 3337-1
(株)とちぎテレビ	報道制作局報道部	宇都宮市昭和 2-2-2
(株)栃木放送	総務局総務部	宇都宮市本町 12-11
(株)エフエム栃木	放送部	宇都宮市一条 3-1-19
栃木県土地改良事業団体 連合会	総務部総務課	宇都宮市平出町 1260
栃木県道路公社	総務部総務課	日光市木和田島 2096-1

【その他関係機関】

名称	担当部署	所在地
小山市消防団	小山市消防本部総務課	小山市神鳥谷 1700-2
(一社)小山地区医師会		小山市神鳥谷 2251-7
テレビ小山放送(株)	放送部	小山市八幡町 1-6-6
(福)小山市社会福祉協議会	地域福祉係	小山市神鳥谷 931-3

【市内に位置する指定避難施設一覧】

【指定避難所】

番号	施設名	所在地
1	小山第一小学校	宮本町 1-3-1
2	小山第二小学校	宮本町 2-9-20
3	小山第三小学校	神鳥谷 4-7-51
4	小山城南小学校	西城南 5-29-1
5	旭小学校	駅南町 5-6-69
6	小山城北小学校	城北 5-18-1
7	若木小学校	若木町 2-6-44
8	小山城東小学校	城東 1-16-1
9	大谷東小学校	横倉新田 271
10	大谷南小学校	東野田 2147
11	大谷北小学校	犬塚 5-6-10
12	間々田小学校	間々田 1512
13	乙女小学校	乙女 1954
14	間々田東小学校	間々田 57-2
15	下生井小学校	下生井 1546
16	網戸小学校	網戸 1514
17	寒川小学校	中里 861
18	豊田南小学校	松沼 668
19	豊田北小学校	大本 808
20	穂積小学校	萩島 27
21	中小学校	南小林 109
22	羽川小学校	羽川 125
23	羽川西小学校	黒本 771-2
24	萱橋小学校	萱橋 1169-1
25	絹義務教育学校(旧福良小学校)	福良 2246
26	旧梁小学校	梁 67
27	旧延島小学校	延島 1019
28	小山中学校	渋井 779-1

番号	施設名	所在地
29	小山第二中学校	天神町 1-6-36
30	小山第三中学校	犬塚 3-29-1
31	小山城南中学校	東城南 1-22-9
32	大谷中学校	横倉新田 97
33	間々田中学校	間々田 2364
34	乙女中学校	乙女 1731
35	豊田中学校	松沼 397
36	美田中学校	下国府塚 287
37	桑中学校	出井 1859
38	絹義務教育学校(旧絹中学校)	福良 2240-1
39	小山高等学校	若木町 2-8-51
40	小山西高等学校	松沼 741
41	小山城南高等学校	西城南 4-26-1
42	小山南高等学校	間々田 23-1
43	小山北桜高等学校	東山田 448-29
44	勤労青少年ホーム	犬塚 3-1-2
45	白鷗大学本キャンパス	大行寺 1117
46	白鷗大学東キャンパス	駅東通り 2-2-2
47	小山工業高等専門学校	中久喜 771
48	関東職業能力開発大学校	横倉 612-1
49	小山市立文化センター	中央町 1-1-1
50	栃木県立県南体育館	外城 317-1
51	栃木県立温水プール館	外城 317-1
52	道の駅思川	下国府塚 25-1
53	間々田市民交流センター	間々田 1960-1
54	小山城南市民交流センター	東城南 4-1-12
55	桑市民交流センター	羽川 858-1

【指定緊急避難場所】

番号	施設名	所在地
1	小山中央公園	中央町 1-1
2	城山公園	城山町 1-1
3	駅東公園	駅東通り 2-25
4	城北公園	城北 5-12
5	神久保公園	神鳥谷 2-29
6	希望ヶ丘公園	西城南 5-1
7	あさひ公園	駅南 5-6
8	城南公園	東城南 4-17
9	自由ヶ丘公園	東城南 3-8

番号	施設名	所在地
10	原之内公園	神鳥谷 1864-1
11	小山総合公園	外城 371-1
12	城東公園	城東 1-19
13	犬塚公園	犬塚 1-24
14	あけぼの公園	横倉新田 465
15	間々田八幡公園	間々田 2369
16	間々田美しが公園	美しが丘 3-1
17	小山運動公園	向野 187

【福祉避難所】

番号	施設名	所在地
1	(福)紫雲会 花見ヶ丘学園	東野田 365
2	(福)彰義重政会 一桃舎	間々田 751-8
3	(福)孝友会 ひらわの郷	平和 256
4	(福)孝友会 グループホームひらわ	平和 263-4
5	(福)延寿会 春わらう舎	小山 1509-1
6	(福)小山清風会 しょうし苑	中久喜 1273-1
7	(福)小山清風会 デイサービスセンターコスモス	中久喜 1620-1
8	(NPO)小山そよかぜ 小山ひまわり	本郷町 2-8-21
9	(福)薫風会 富士見荘	上石塚 15
10	(福)薫風会 初田郷富士見荘	下初田 537-2
11	(医)光風会 晃南	乙女 795
12	(医)光風会 デイサービスわかば	乙女 795
13	(医)さくら会 さくら野	卒島 110

番号	施設名	所在地
14	(医)さくら会 グループホームさくらの家	卒島 98
15	(医)信誠会 荏部太陽の家	南飯田 317-5
16	(福)洗心会 サンフラワーグリーンホーム	出井 1939
17	(福)洗心会 サンフラワーケアセンター	出井 1932-1
18	(福)洗心会 サンフラワーガーデン	出井 1938
19	(福)洗心会 サンフラワーショートステイ	出井 1936
20	(福)洗心会 サンフラワー療護園	出井 1936
21	(福)洗心会 サンフラワーワークセンター	出井 1931
22	(福)ソフィア会 おはようの家	三拝川岸 127-1
23	(福)ソフィア会 エイブルの里	東島田 2403-2
24	(福)丹緑会 栗林荘	塚崎 463-1
25	(福)厚生会 穂の香苑	間々田 1442
26	(福)くすの木会 きぬの里	高椅 132-1

資料 5

小山市国民保護対策本部及び小山市緊急対処事態対策本部並びに 小山市国民保護協議会条例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 35 条、法第 183 条において準用する法第 31 条及び法第 40 条第 8 項の規定に基づき、小山市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）、小山市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対策本部」という。）及び小山市国民保護協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 小山市国民保護対策本部

(組織等)

第 2 条 小山市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、小山市国民保護対策本部員（法第 28 条第 4 項の本部員をいう。以下「本部員」という。）を指揮監督する。

2 小山市国民保護対策副本部長（法第 28 条第 5 項の副本部長をいう。以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行う等、必要と認めるときに対策本部の会議を招集し、その議長となる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置きことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 法第 28 条第 8 項の規定により、現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、当該本部長等には、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

第3章 小山市緊急対処事態対策本部

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対策本部について準用する。

第4章 小山市国民保護協議会

(委員及び専門委員)

第7条 協議会は30人以内の委員をもって組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 協議会は、必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第5章 雑則

(庶務)

第11条 対策本部、緊急対策本部及び協議会の庶務は、消防本部危機管理課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、対策本部、緊急対策本部及び協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【対策本部の任務分担】

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	秘書広報班	秘書広報課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 被災地の視察及び被災者の見舞いに関すること。 3 市民への災害情報の提供に関すること。 4 報道機関への災害情報の提供及び連絡調整に関すること。 5 他の部への応援協力に関すること。
総合政策部	総合政策班	総合政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県等関係機関との総合調整に関すること。 2 市民からの情報等の収集に関すること。 3 ライフラインの被害状況の調査報告に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	渡良瀬遊水地ラムサール推進班	渡良瀬遊水地ラムサール推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援協力に関すること。
	文化振興班	文化振興課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 文化財の被害状況の調査報告に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	財政改革班	財政改革課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算の編成及び資金調達に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。
	市民税班	市民税課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の伝達及び誘導に関すること。 2 被害状況の調査報告に関すること。 3 罹災台帳及び罹災証明の作成に関すること。 4 被災者に対する所管の地方税の減免に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	資産税班	資産税課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の伝達及び誘導に関すること。 2 被害状況の調査報告に関すること。 3 罹災台帳及び罹災証明の作成に関すること。 4 被災者に対する所管の地方税の減免に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	納税班	納税課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の伝達及び誘導に関すること。 2 被害状況の調査報告に関すること。 3 罹災台帳及び罹災証明の作成に関すること。 4 地方税の徴収猶予に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
総務部	行政経営班	行政経営課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態連絡室の設置に関すること。 2 対策本部及び現地対策本部の運営に関すること。 3 被害状況の情報収集、整理及び報告に関すること。 4 国、県及び関係機関等との連絡調整に関すること。 5 県、他市町村及び自衛隊への応援要請に関すること。 6 義援物資等の受入に関すること。 7 部内各班の連絡調整に関すること。
	職員活性班	職員活性課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員指示及び動員計画に関すること。 2 災害対策従事職員に対する給付、健康管理等に関すること。 3 被災職員に対する給付及び援助に関すること。 4 他市町村からの応援職員の配属に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	管財班	管財課職員	1 市有財産の被害状況の調査報告に関すること。 2 市有車両その他輸送手段の確保に関すること。 3 救援物資の輸送に関すること。 4 災害対策に必要な資機材及び物品の調達に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	人権推進班	人権推進課	1 部内各班への応援協力に関すること。
	男女共同参画班	男女共同参画課職員	1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。
	I T推進班	I T推進課職員	1 情報通信機器の被害状況の調査報告に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。
市民生活部	市民生活班	市民生活課職員	1 自治会との連絡調整に関すること。 2 外国人への情報提供に関すること。 3 ボランティアの受入れ調整に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	生活安心班	生活安心課職員	1 警察署との連絡調整に関すること。 2 市民相談窓口の開設に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	環境班	環境課職員	1 廃棄物の処理及び運搬に関すること。 2 仮設トイレ設置に関すること。 3 遺体の埋葬及び火葬に関すること。 4 衛生害虫等の駆除に関すること。 5 公害の調査及び汚染防止に関すること。 6 動物愛護に関すること。 7 健康増進班への協力活動に関すること。 8 部内各班への応援協力に関すること。
	市民班	市民課職員	1 出張所の被害状況の調査報告に関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 2 安否情報の収集整理及び照会への回答に関すること。 3 身元不明死亡者の調査に関すること。 4 罹災証明書他各種証明書の発行に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	出張所班	出張所職員	1 国民保護対策本部との連絡調整に関すること。 2 区域内住民への避難勧告等の伝達に関すること。 3 区域内の避難所の開設に関すること。 4 仮設救護所の供与に関すること。 5 区域内自治会等関係団体との連絡調整に関すること。
	国保年金班	国保年金課職員	1 被災者への炊き出し及び給食に関すること。 2 被災者の保険診療に関すること。 3 被災者に対する健康保険税の減免に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
保健福祉部	福祉課	福祉課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 日本赤十字社との共同活動に関すること。 3 被災者への生活必需品の供給に関すること。 4 被災要配慮者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。 5 障がい者福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 6 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 7 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 8 福祉避難所の設置に関すること。 9 被災者生活再建支援に関すること。 10 災害弔慰金・見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 11 遺体の安置に関すること。 12 部内各班連絡調整に関すること。
	子育て包括支援班	子育て包括支援課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て総合支援センターの被害状況の調査報告に関すること。 2 母子福祉資金貸付金に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	こども班	こども課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害状況の調査報告に関すること。 2 被災児童の安全対策に関すること。 3 被災者の対する保育料の減免に関すること。 4 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	保育所班	保育所職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の避難誘導に関すること。 2 被災児童の保育対策に関すること。
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 要配慮者の安全確保及び相談等支援対策に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	健康増進班	健康増進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係医療機関の被害状況の調査報告に関すること。 2 関係医療機関その他医師会等関係機関との連携調整に関すること。 3 環境班及び関係医療機関との協力活動に関すること。 4 医療救護体制の整備に関すること。 5 感染症対策に関すること。 6 仮設救護所の開設に関すること。 7 救急医薬品の供給の確保に関すること。 8 被災者の健康管理等保健衛生指導に関すること。 9 部内各班への応援協力に関すること。
	産業観光部	農政班	農政課職員
農村整備班		農村整備課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門等農業用施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 土地改良団体との連絡調整に関すること。 3 農地・農業用施設の被害状況等の調査に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	商業観光班	商業観光課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び商業関係の被害状況の調査報告に関すること。 2 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 3 救援物資の輸送に関すること。 4 中小企業融資に係る罹災証明書の交付に関すること。 5 被災中小企業の金融対策に関すること。 6 義援物資等の受入に関すること。 7 部内各班への応援協力に関すること。
	工業振興班	工業振興課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び工業関係の被害状況の調査報告に関すること。 2 義援物資等の受入に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
建設水道部	建設政策班	建設政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害状況の整理及び方向に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。 3 応急用建築資機材、建設機械及び労務の調達に関すること。 4 建設業共同組合等関係機関との連絡調整に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	道路班	道路課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 道路等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3 緊急車両等の通行用迂回路の設定及び規制に関すること。 4 通行止め等交通規制に関すること。 5 土地建物の使用、収用及び工作物の除去に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
	建築班	建築課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 市営住宅等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3 被災者に対する住宅相談に関すること。 4 仮設住宅の建設に関すること。 5 住宅の応急修理に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
	下水道班	下水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場、下水道施設等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 処理場、下水道施設等所管施設の応急復旧対策に関すること。 3 被災者の対する下水道使用料の減免に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
	水道班	水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 所管施設の応急修理に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 配水管及び給水装置の応急復旧に関すること。 5 水道使用料の減免に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
都市整備部	都市計画班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興都市計画の作成に関すること。 2 避難の伝達及び誘導に関すること。 3 避難所の運営の補助に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	新都市整備推進班	新都市整備課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の伝達及び誘導に関すること。 2 避難所の運営の補助に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
	区画整理班	区画整理課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 所管施設の応急復旧対策に関すること。 3 避難の伝達及び誘導に関すること。 4 避難所の運営の補助に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	水と緑の推進班	水と緑の推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 公園等所管施設の応急修理に関すること。 3 避難場所の開設に関すること。 4 避難所の運営の補助に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	建築指導班	建築指導課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の被害状況の調査報告に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 被害状況調査の指導に関すること。 4 避難の伝達及び誘導に関すること。 5 避難所の運営の補助に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
教育委員会	教育総務班	教育総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 避難所開設の連絡調整に関すること。 3 避難所の設置・運営に関すること。 4 学用品の給与に関すること。 5 被災児童生徒の就学援助に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。
	学校教育班	学校教育課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校等の被害状況の調査に関すること。 2 学校等の応急修理、応急教育に関すること。 3 被災児童生徒の就学援助に関すること。 4 避難所の運営に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 集会所等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	生涯スポーツ班	生涯スポーツ課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 県南体育館等所管施設の被害状況の調査報告に関すること。 2 避難所の設置・運営に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
	中央図書館班	中央図書館職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央図書館の被害状況の調査報告に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
協力部	議会班	議会事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関すること。 2 他の部の応援協力に関すること。
	監査班	監査委員事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の部の応援協力に関すること。
	選挙管理班	選挙管理事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の部の応援協力に関すること。
	農業委員会班	農業委員会職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の部の応援協力に関すること。
	出納班	出納室職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 見舞金及び義援金の受領及び保管に関すること。 2 他の部の応援協力に関すること。
	社会福祉協議会班	社会福祉協議会職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティア、支援センターに関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
	広域保健衛生組合班	広域保健衛生組合職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ごみの処理に関すること。 2 遺体の火葬に関すること。

部 名	班 名	班 員	任 務 分 担
消防本部	消防班	消防本部職員	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害状況の調査報告に関すること。 3 消防、武力攻撃災害の防除及び軽減に関すること。 4 救急救助活動に関すること。 5 広域応援要請に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 警報、避難の伝達及び誘導に関すること。 8 消防資機材の調達に関すること。 9 関係医療機関との連絡調整に関すること。
	危機管理班	危機管理課職員	1 武力攻撃対策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 対策本部事務局の運営に関すること。 3 対策本部長の命令の伝達に関すること。 4 被害状況の情報収集、整理及び報告に関すること。 5 国、県及び関係機関等との連絡調整に関すること。 6 国、県、他市町村及び自衛隊への応援要請に関すること。 7 記録の編集及び保存に関すること。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに
安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
(平成17年総務省令第44号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令代275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するみに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人

であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が切迫している場合その他この方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。（注 この条は、平成19年4月1日からの施行となる。）

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人から照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、 回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対 する回答又は公表することについて、同意するかどうか ○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑫ ①～⑩を親族・同居者・知人以外からの者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居人・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑩の同意回答者名	連絡先
同意回答者住所	続柄

(注5) ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申請者 住 所 (居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○をつけて下さい。③の 場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居人であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に 限る)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別す るための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第 1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

- (5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災即報・・・・・・・・第1号様式

火災を対象とする。(爆発を除く。)

イ 特定の事故即報・・・・・・・・第2号様式

特定の事故(危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故)を対象とする。

ウ 救急・救助事故等即報・・・・・・・・第3号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急処理事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ 災害即報・・・第4号様式（その1・その2）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

(6) (1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災即報

(1) 一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 建物火災

(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(イ) 高層建築物の11階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ウ) 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

(オ) 損害額1億円以上と推定される火災

(カ) 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)

イ 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請又は実施したもの
- (ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの
- (エ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) 社会的影響度が高い船舶火災
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

エ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 特定の事故即報

(1) 一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物流出事故
- (カ) 高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記 3 と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急処理事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が 2 市町以上にまたがるもので、1 市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度 4 以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 風水害

(ア) 崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(イ) 河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ウ) 台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(エ) 突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ 雪害

(ア) 雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(イ) 道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(イ) 火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災即報

(1) 交通機関の火災

第2の1(2)ウに同じ。

(2) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

2 特定の事故即報

(1) 危険物等に係る事故

ア 第2の2(2)ア(ア)(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ 市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

(2) 原子力災害等

第2の2(2)イに同じ。

(3) 爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

3 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

4 武力攻撃災害

第2の4(1)(2)に同じ。

5 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の5の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号・第2号・第3号・第4号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報状況

b 避難状況

イ 建物火災で個別基準の(オ)又は(カ)に該当する火災

(ア) 発見及び通報状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護状況

(オ) 市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野植生

(ウ) 自衛隊派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

<特定の事故即報>

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

(5) 施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。
また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部長、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合

は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合)は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町(消防機関含む。)が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況

(2) 第4様式—その2 (被害状況即報)

ア 各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(イ) 災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティア活動状況

附 則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 3月20日から施行する。

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。

この要領は、平成21年 3月23日から施行する。

この要領は、平成22年 3月29日から施行する。

この要領は、平成24年 3月30日から施行する。

この要領は、平成24年 5月31日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	県民生活部 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	500-2136
				FAX	500-2146
			NTT回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急 対策室	NTT回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90 -49013
				FAX	発信特番-048-500-90 -49033
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90 -49102
				FAX	発信特番-048-500-90 -49036

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/		
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
(月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 全 焼 棟 } 半 焼 棟 } 計 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		台	
	消防団		台	
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊	人
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	重症	人(人)	
		中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日		⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146			送付先：栃木県民生活部消防防災課 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】							
市町名 (消防本部名)		区分		被害	区分	被害	備考					
報告者名 (TEL)		田	流出・埋没	ha	公立文教施設	千円						
災害名 ・ 報告番号			冠水	ha	農林水産業施設	千円						
災害名 第 報 (月 日 時現在)			畑	流出・埋没	ha	公共土木施設				千円		
				冠水	ha	その他の公共施設				千円		
区分			文教施設	箇所	小計	千円						
被害			病院	箇所	公共施設被害市町数	団体						
人的被害	死者		人	道路	箇所	その 他				農産被害	千円	
	行方不明者		人	橋りょう	箇所					林産被害	千円	
	負傷者		重傷	人	河川					箇所	畜産被害	千円
			軽傷	人	砂防					箇所	水産被害	千円
住家被害	全壊	棟	清掃施設	箇所	商工被害		千円					
		世帯	崖くずれ	箇所	その他		千円					
		人	鉄道不通	箇所	被害総額	千円						
	半壊	棟	被害船舶	隻	災害等 の設置 対策本 部 状況							
		世帯	水道	戸								
		人	電話	回線								
	一部破損	棟	電気	戸					設置	月	日	時
		世帯	ガス	戸	解散	月	日	時	分			
		人	ブロック塀等	箇所	災害救助法適用状況							
	床上浸水	棟										
世帯												
人												
床下浸水	棟	り災世帯数※2	世帯									
	世帯	り災者数※2	人									
	人											
非住家※1	公共建物	火災※3	建物	件	消防職員出動延人数	人						
	その他	棟	危険物	件	消防団員出動延人数	人						
			その他	件								

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。
 ※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
 ※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
 ※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
 ◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。